論文

堺県の辛未戸籍と三昧聖

――明治四年五月の三昧聖仲間の嘆願書を中心に

北崎豊二

要　約

堺県の人別改めをめぐって、泉州三昧聖仲間の上組と中組の嘆願書がある。嘆願の文言は両者ともほとんど同じであるが、上組の「乍恐泉州上組歎願書」は『大阪の部落史』第四巻に掲載されている。嘆願の内容は、「解放令」発布直前の三昧聖の身分に対する思いを記しているものだけに貴重なものといえるが、「明治四年五月」と日付を記しているものの宛先がないなど、問題の多い嘆願書である。幕末維新期の三昧聖研究の前進のため、その問題点と辛未戸籍での三昧聖の取り扱いを中心に考察し、嘆願書が信憑するに値するものであるかどうかを明らかにする。

はじめに

現在、「解放令」発布前の明治四（一八七一）年五月に作成されたとする泉州三昧聖仲間上組の「乍恐泉州上組歎願書」と、中組の「泉州中組三昧聖　乍恐奉差上歎願書名前帳」という表題のある二つの嘆願書の存在が研究者の間で知られている。そのうちの泉州上組の嘆願書は、三昧聖の氏名を省略し、『大阪の部落史』第四巻に掲載されている。[1] 泉州中組の嘆願書は、木下光生氏の論文「近世畿内三昧聖の自己認識と葬送文化―近世畿内三昧聖研究の課題―」に、連署した三昧聖の氏名その他一部を省き、紹介されている。[2]

この二つの嘆願書は、内容がほぼ同じであるが、堺県

の人別改めにおいて示された身分の記載順序に三昧聖が異議を唱え、「聖僧」であることを認めるよう求めたものである。そのようなものであるから、木下氏はさきの論文で、「畿内三昧聖は、維新以後の新しい社会・国家のなかで、自らの存在をどのように位置づけ、どのように賤視から解放しようとしていたのであろうか」[3]と自問し、その検証を泉州中組の嘆願書を通じて行なっている。森田康夫氏も、「解放令」をめぐって三昧聖が「その職能と由緒を守るために屈折した対応」[4]をしたものとして、同嘆願書をあげ、論じている。今後、他の研究者も明治初年の三昧聖の研究に、この嘆願書を用い、論を展開することが予想される。

しかし、後述するように、木下・森田両氏の嘆願書についての理解にも問題があるが、嘆願書それ自体にも多くの疑問がある。特に泉州上組の三昧聖仲間の嘆願書は問題が多く、同嘆願書の末尾に記されている「明治四辛未五月」という記述からは、三昧聖仲間が作成したものとは到底思えない。後年、だれかが何らかの目的をもって作成した可能性が高い。そこで、本稿では、まず、堺県が明治四（一八七一）年に編成を命じた辛未戸籍、すなわち人別改めにおいて、嘆願書が問題視している諸身分の者の取り扱いを明らかにする。次いで、嘆願書の矛盾点、疑問点を具体的に指摘し、明治初年の三昧聖について考察することとする。

一　明治四年五月の泉州三昧聖仲間の嘆願書

泉州三昧聖仲間の嘆願書について論じるには、両嘆願書を全文掲載し、それを素材として述べるべきであると思う。けれども、紙幅の関係で、問題の多い泉州上組の嘆願書だけを紹介することとする。中組の嘆願書については、木下氏の前掲論文に掲載されているものを参照していただくことにし、本稿では、同嘆願書で矛盾していると思われるところなどを指摘し、それらの点について私論を述べるにとどめたい。

さて、表題が「乍恐泉州上組歎願書」となっている嘆願書には、次のように記されている。[5]

乍恐悲歎ニ哽奉歎願候口□（破損）書

一今般堺県　御役所御支配下之人別御改ニ附、階下を書顕シ、御雛形ニ士民、社人、僧、尼、穢多、煙亡、非人与在町共御触出シニ相成、聖与煙亡与之無差別シ而、死者致葬候者ヲ単ニ煙亡与有心得、穢多之下ニ書附、匹夫下賤ニ落込候段、何為も歎ケ敷、聖与煙亡違格者御承知無

之候哉、此段深相歎き候、聖之事者　聖武太帝之朝　勅
詔ニ依而御綸旨奉　頂戴候、自後治承五年大仏殿御再建
之節　後白河法皇造寺修仏之蒙　御院宣ヲ、由諸潔白ニ
候故、天明七年九条摂政殿其例ニ依而、元治元子年三月
一条御殿ゟ聖由緒格別之儀為規模之旨も命候与御染筆ヲ
頂戴仕、其外　摂家殿下猶伝奏之旁、幕府役大名方御取
調毎ニ御改、御聞届之上御免除、御印書ニ聖与書加江頂
戴仕候、違儀ヲ申候儀ニ而者決シ而無之、四ヶ年以前御
弁事御役所江高辻三位様　御執　奏ニ而、由緒も為調、
結構成儀ヲ被為仰下、明白之処、此度聖之称号消失ニ相
成事哉与悲歎至極、紅涙膝ニ淵ヲ成斗リニ有之候、抑所々
墓処者忠孝ヲ相励、君父之重恩ヲ報じ、弔営墳墓ニ候故、
諸人恭敬シ而、先祖之御坊与申唱江候、然ルニ何時之頃
ゟ哉、墓番非人ヲ煙亡与言い習シ、終ニ称号違格混雑ニ
相成、歎ケ敷奉存候、節用集数々有之候中ニ、大抵者御
坊与誌シ有之候、安永年中之印刻ニ者隠亡又煙亡与有之
候得共、畢竟聖之事ニ而者無之哉ニ存居候処、此度聖之
儀者消失ニ相成候哉与一統深相歎奉歎願候、明白不成者
如書明闇之前後不覚ニ存候、何分由緒之始末訳柄、県
御役所江歎願被下、従往古御配下之聖ニ相違無之旨御申
立被　成下、御聞届ケ相成候共、惣而寛怠成儀者相慎、
雖天高シ縟雖地厚ミ与、荒不踏、其道理兼而聴聞仕、殊
ニ　御制禁之　御掟旨ニ依而御静謐之御折柄ニ候得者、
身分相応勤仕可仕筈、死人葬之節者見相致入念ニ、若シ
怪敷邪法ケ間敷候得者、早速　御役所江訴出申度候、精
誠致如法ニ御本山之御教示相守、為御国恩之県　御役所
江死者一人ニ銭百文宛御冥加奉献上度、一統存念ニ御座
候、何卒規則相立候様奉願上候、希者生々世々広太之御
慈悲難有仕合奉存候　　以上

右書顕之通聖一統悲歎至極、取縋奉歎願候、愚僧奥口共印
形仕候

河州丹南郡大保村浄土寺三昧
聖量阿弥
摂州住吉郡堺北之庄村
王子飢三昧聖□□十三
〃□□治平
〃□□善平
〃□□久一郎
泉州大鳥郡堺中筋村
向井陵三昧聖□□長次郎
〃□□藤三郎
〃□□伊三郎
同州同郡堺湊村

法照寺三昧聖□□市良平
〃□□市平
同　万代庄土師村
宗楽寺三昧聖□□九平
〃□□与平
〃　高石村
百済山高師寺聖□□徳平
〃□□周慶
〃□□岩松
〃　家原寺村
仏眼山安国寺三昧
聖□□良益
〃□□玄図
〃□□玄昌
〃□□武平
〃□□惣平
〃□□嘉平
〃□□清蔵
〃□□文造
〃　草部村
安国山曼陀羅寺三昧
聖□□三悦

〃□□宇八郎
〃□□吉次郎
〃□□治平
〃□□彦五郎
〃　長承寺村
仏母山浄楽寺三昧
聖□□惣平
〃□□松太郎
〃□□貞之
〃□□政治郎
〃　三木田上村
清浄山大聖寺三昧
聖□□仁平
〃　八田村
仏光山柴仙寺三昧
聖□□久四郎
〃　高倉寺村
添尾山安楽寺三昧
聖□□善吉
〃□□弥平
〃□□茂平
〃□□甲太郎

〃□□九平
〃□□萬太郎
〃□□忠平
〃
和泉郡信田村
般若山国分尼寺三昧
聖□□乙吉
〃□□又平
〃
和泉郡下之宮村
無量光山極楽寺三昧
聖□□小平
〃□□作平
〃
和泉郡万丁村
西方山宗楽寺三昧
聖□□治平
〃
平井村
安養山極楽寺三昧
聖□□三平
〃□□彦平
〃□□久平
〃
今在家村
報恩山成就寺三昧
聖□□惣三郎

〃□□藤治郎
〃
和田村
不退山宗安寺三昧
聖□□久四郎
〃
今福村
野中山妙乗寺三昧
聖□□惣太郎
〃□□午平
〃□□半平
〃
忠岡村
聖喜山浄土寺三昧
聖□□庄吉
〃
大津村
上品山極楽寺三昧
聖□□忠蔵
〃
内畑村
松林山国分寺三昧
聖□□惣治郎
〃
大沢村
光明山安楽寺三昧
聖□□長九郎
〃
泉南郡松尾寺村

浄土山西方寺三昧
聖□□久吉
〃□□孫八
〃□□又八
〃　泉南郡小松里村
霊応山西方寺三昧
淀藩御支配聖□□文造
〃□□庄五郎
〃□□長治郎
〃□□長八
〃□□源蔵
〃□□喜八
〃□□清蔵
〃□□良益
摂州住吉郡堺北之庄村王子飢三昧
〃□□十三
五畿内、近江、丹波七箇国聖
取締所
河州丹南郡大保村浄土寺三昧
明治四辛未年　聖量阿弥
五月

右堺県　御支配所廿弐ヶ所、又淀藩御支配所小松里村、和州小泉藩御支配所二箇所、都合廿五箇所三昧聖一統御縋リ奉申上候、上組聖惣代行事奥印仕候
大鳥郡草部村曼陀羅寺三昧
聖□□三悦
〃　長承寺浄楽寺三昧
〃□□惣平
〃　家原寺村安国寺三昧

泉州上組三昧聖仲間の嘆願書には、漢字にふりがなのつけてある箇所もあるがそれを省き、三昧聖の苗字を伏字にし、□□で示した。また、読みやすくするため読点をつけた。この嘆願書の細部にわたる検討は後に行なうこととし、そのまえに明治四年五月の泉州三昧聖仲間の嘆願書を取りあげ、維新期の三昧聖について考察した先行研究の問題点について述べることにする。

二　三昧聖仲間の嘆願書を取りあげた先行研究とその問題点

先述のように、木下光生氏は、明治四（一八七一）年五月の泉州三昧聖仲間の嘆願書を、「解放令」が発布さ

れる直前における泉州三昧聖仲間の賤視からの解放を求める動きを示すものとして、これを史料に用い、論述している。森田康夫氏は、この嘆願書を、三昧聖が「解放令」の発布をどのように受け止め、対応したかを示す史料として、その一部を紹介し、論述している。

しかし、泉州上組三昧聖仲間の嘆願書を『大阪の部落史』第四巻に掲載した際、「解説」において、史料の信憑性の問題を十分説明しなかった私にも責任があるが、[6] 両氏は嘆願書を信憑し、何の疑問もさしはさむこともなく、史料として用い、論述している。この二つの嘆願書、なかでも泉州上組の嘆願書は、疑問とするところが多々あり、無条件に史料として用いることには問題があると思う。

嘆願書に記されている堺県の「人別御改」とその「御雛形」についても、木下氏は「堺県が人別改めをすすめるにあたり提示した雛形」[7]とし、森田氏は、「堺県が出した身分解消のための触出しにある旧身分の記載順序」[8]をめぐるものとするにとどまっている。堺県が雛形を示して行なった人別改めとは何のことか、いつ行なわれたかについては、両氏は特定していない。ただ、人別改めの時期について森田氏は、「堺県が出した身分解消のための触出し」「旧身分の記載順序」「旧穢多」云々と記しており、[9]「解放令」発布後に堺県が出した布令を三昧聖が嘆願書で問題としているように読み取れるが、「解放令」発布後のことではない。[10]『大阪の部落史』第四巻の「解説」において少し触れたように、嘆願書のいう「人別御改」は、堺県が明治四年三月一四日に管下の町村へ「戸籍編製規則」と戸籍の雛形を下付し編成を命じた、いわゆる辛未戸籍の編成のことで、「御雛形」はその雛形のことのようである。この点を確認するため、後に辛未戸籍と同戸籍の雛形を取りあげ、嘆願書の記述と矛盾しないか検証することとする。

次に、木下氏は「この嘆願が泉州三昧聖仲間全体の意向であった」[11]という。泉州中組の三昧聖仲間の嘆願書と、四年五月に作られたものか疑わしいが泉州上組の嘆願書は存在する。だが、泉州下組の三昧聖仲間の嘆願書は木下氏も紹介しておらず、いまのところ、それが存在するかどうか不明である。にもかかわらず、どうして泉州三昧聖仲間全体の意向といえるのだろうか。森田氏も、嘆願書の一部を示し、「その自負が維新政権を代表する堺県に無視されたので、堺県下七二ヵ所と淀藩支配所などの墓所聖らが、三十種を数える偽文を交えた由緒書を添えて堺県に嘆願書を提出した」[12]と述べている。けれども、上組の嘆願書では、末尾に記されているように、堺県支

配所は二二ヵ所である。中組の嘆願書は、前述のように、木下氏が各村の支配関係を省略しているので、氏の紹介している史料からはわかりにくいが、多くは岸和田藩の支配所で、堺県支配所は二ヵ所である。上組と中組を合わせても、二四ヵ所が堺県下の三昧聖であるに過ぎない。森田氏がいうように、「堺県下七二ヵ所」の三昧聖が嘆願に加わったとすれば、残る四八ヵ所はどの村の三昧聖なのか、またそれは何を根拠にしたものか教示願いたいものである。

さらに木下氏についていえば、氏は嘆願書を三昧聖が賤視からの解放を求めたものとし、嘆願書での三昧聖の主張を次の三点に整理している。すなわち、第一は「『死者致葬候者』＝火葬・土葬従事者を、『煙亡』あるいは『墓番非人』として一括化するような社会的動向に対し、泉州三昧聖仲間が、『聖』と『煙亡』の差別化を強調して、自己の存在を正当化しようとしている」[13]こと。第二は「泉州三昧聖仲間が、『煙亡』や『墓番非人』との差別化だけでなく、『穢多』との差別化もはかろうとしていた」[14]こと。第三は「右のような泉州三昧聖仲間の主張を支えていたのが、自分たちは、『君父之重恩を報』ずる『墳墓』をまもってきたがゆえに、『諸人』から『恭敬』の念をうけてきた、という自負であった」[15]ことである。嘆願書での三昧聖の主張は、おおむね、この三点にしぼることができるであろう。ただ、第一の三昧聖仲間が「聖」と「煙亡」の差別化を強調していることについて触れる中で木下氏は、「これは、同じく火葬・土葬に従事する非人番との差別化を強調してきた、前代からの主張」[16]を引き継ぐものであったという。三昧聖の葬送業務に従事する非人番との差別化の強調ということも、あながち否定はできないが、それだけだろうか。雛形からは、もう少し違った見方も可能のように思われる。つまり、葬送業務に従事する限られた非人番だけでなく、すべての非人番との差別化を強調しているのではなかろうか。雛形は、非人番を非人と見做し、小家住非人と同じように取り扱うことはしていない。非人番を小家住非人と区別し、「穢多」や、「煙亡」と見做された三昧聖、あるいは小家住「非人」などよりも、平民に近いものとして堺県は取り扱ったのである。三昧聖はこの点を問題にし、三昧聖こそ「諸人恭敬」するものであり、木下氏の言葉を借れば、「仏慮之聖」で、「仏の教えがわかっている三昧聖」である。[17]しかも、往古より龍松院の「御配下之聖」であるから、「穢多之下」につけるのではなく、「（三昧）聖」を僧として堺県が取り扱うことを求めたのではなかろうか。泉州上組の嘆願書の奥書において、河州丹南郡大保村浄土

寺三昧聖の量阿弥が「愚僧」云々と述べていることからも、そのことがうかがえるのである。

このようなことから、さきにも述べたように、明治四（一八七一）年に行なわれた堺県の人別改め、すなわち辛未戸籍の編成において、非人番や「煙亡」などが、どのように取り扱われたかを明らかにするため、雛形や戸籍における記載を次に検討することとする。

三　堺県の辛未戸籍

1　辛未戸籍の雛形

堺県は明治四（一八七一）年三月一四日、管下の町村へ戸籍編製規則と戸籍の雛形を交付し、四月一五日までに戸籍を編成して提出するよう命じた。[18] その戸籍編製規則では「戸籍（ママ）仕立の順席ハ平民、神職、修験者、僧尼、穢多、非人、来住人、奉公人、惣寄、如斯取調へし」[19]と記されていた。しかし、雛形では、平民を対象とする「何国何郡何町村戸籍」に次いで、「非人番戸籍」、「社務人戸籍」、「寺院僧尼戸籍」、「穢多戸籍」、「小家住非人戸籍」、「来住（並）奉公人仮籍」の雛形が掲載されている。この後、「右寄」として戸数、つづいて「合真人別」を男女別、年齢別に記すようにしているが、その「内訳」については次の通りである。[20]

内訳

平民何人　内男何人女何人
　但、非人番モ此中ヘ組込、内訳ニすべし
社務何人　内男何人女何人
僧　何人　内男何人女何人
　但、修験モ此中ヘ組込、内訳ニすべし
尼　何人
穢多何人　内男何人女何人
煙亡何人　内男何人女何人
非人何人　内男何人女何人
内男何人女何人　当時出稼奉公等ニて他出
残男何人女何人　現在真人別
（以下省略―引用者注）

右のように、辛未戸籍の雛形の「内訳」では、「平民、社務、僧、尼、穢多、煙亡、非人」の順番で、人数を記載することにしていたのである。一方、嘆願書は、「御雛形ニ士民、社人、僧、尼、穢多、煙亡、非人」[21]の順番で記載されているという。辛未戸籍の雛形は「平民」で、嘆願書は「士民」（士族と平民）であり、完全に一致せず、少し気になるが、このころ、堺県が管下の町村に布達し

た人別改め（戸籍）の雛形で「士民」としたものは見当たらない。[22] 山中永之佑氏も「明治三（一八七〇）年五月の民部省の法令に見られる『雛形』も、士族の人員の調査を命じていたにもかかわらず、堺県では、士族の戸籍編製上の取扱いをどうしていたかを明らかにする史料がほとんど見当たらない。なぜであろうか。それは堺県で士族の取扱いを問題にする必要がなかったからではないかと思われる」[23] と述べている。そのようなことから、嘆願書は辛未戸籍の雛形における記載を問題にしたものとし、まず、「非人番戸籍」の雛形をみよう。

同戸籍の雛形では、非人番長だけでなく、その手下（平番）の非人番も「苗字何某」と、平民と同じように苗字も記すことにしていた。[24] そして、さきに示した「内訳」で明らかなように、非人番も平民の人数の中に組み込んで「内訳」にすることにしていた。

また、「寺院僧尼戸籍」の雛形では、「但、修験者モ准此」ことになっているが、住持だけでなく、弟子も「何某」とし、苗字を記すことにしていない。そして、「内訳」の僧の人数のところにも「但、修験も此中へ組込、内訳ニすべし」としているが、三昧聖をこの中に組み込むことにはしていない。[25]

「穢多戸籍」や「小家住非人戸籍」の雛形でも、「何某」あるいは「なに」「何太郎」などと記すことにしているが、苗字を記載することにはしていない。[26] 「煙亡戸籍」の雛形はないが、戸籍は後述のように編成され、「内訳」では「平民、社務、僧、尼、穢多、煙亡、非人」の順に人数を記すことにしていたのである。このように、堺県は三昧聖を聖僧として取り扱わず、「聖」と「煙亡」を差別しないで、どちらも「煙亡」（「墓守」）として取り扱ったのである。三昧聖は、堺県のこの扱いを「穢多之下」に書きつけ、「匹夫下賤」（中組の嘆願書では「匹夫下下賤」）に落ち込ませたものとみたのであった。

では、辛未戸籍は雛形どおりに編成されたのであろうか。この点を現存する辛未戸籍で検証することとする。

2　明治四年五月「河内国交野郡T村戸籍」

①「非人番戸籍」と非人番

明治四（一八七一）年五月の「河内国交野郡T村戸籍」[27] は、庄屋からはじまる平民戸籍の後に「氏神戸籍」がある。これは、同村の氏神天満宮と山田社が、いずれも「開基年暦相知レ不申、社務人無御座候、当時庄屋神勤仕居候」ということで、戸籍に両社の境内や社殿などについて記すだけであったから、「社務人戸籍」とせず、「氏神戸籍」としたと思われる。その後に「寺庵僧尼戸籍」

「非人番戸籍」とつづく。

「非人番戸籍」には、非人番二人の戸籍があり、それぞれに苗字も記されている。そのうちの一人、非人番伊太郎の戸籍では、上欄の産業や所持田畑などを記すところに、「非人番并内職髪結」とあり、髪結を内職にしていたことが分かる。また、無高で、借屋敷は「壱畝歩、高九升」であるが、「但、当村畑高之内、善太郎支配之内借地」と記され、庄屋の所持地を借地していた。家屋は「惣百姓持、借家」で、「梁行三間、桁行五間」と記されている。

もう一人の非人番寅吉の戸籍にも、「非人番并内職髪結」「無高」と記されているから、非人番伊太郎と同じように髪結を内職とし、無高である。借屋敷は「拾七歩、高三升九合、但、当村田高之内、右材太郎持借地」と記されており、村内の地主の所持地を借地したものである。「惣百姓持借家」である居宅は「梁行二間半、桁行四間半」と記されている。非人番寅吉の屋敷地や家屋が非人番伊太郎とくらべて狭いのは、寅吉が明治二（一八六九）年二月に召し抱えられた新参の非人番であることによるのかもしれない。[28]

②「墓守戸籍」と「煙亡」

「非人番戸籍」の後に「墓守戸籍」がつづく。「墓守戸籍」には、同村の「煙亡」二人の戸籍があるが、いずれも苗字は記されていない。そのうちの一人、俊庵の戸籍の上欄には「煙亡、医師」と記されており、医師も兼ねている。田畑の所持反別についても、「田五反弐畝八歩、此高七石壱斗八升六合、畑三反弐畝拾六歩、此高弐石三斗四升四合、但、当村之内」、「田壱畝弐拾歩、此高壱斗五升、但、K_1村之内」、「田壱反四畝二拾九歩、此高二石七升六合九夕、畑弐畝歩、此高二斗五升三合九夕、但、K_2村之内」と記されており、他村にある田畑を含め、合計一町五畝三歩の田畑を所持していた。屋敷は「壱畝歩、高九升、但、当村畑高之内」であり、居宅は「梁行三間、桁行六間」で、土蔵が「弐ヶ所」、貸屋敷「壱畝七歩、高壱斗一升一合」と記されており、俊庵は医師を兼ねているだけに相当な資産家である。

もう一人の宇蔵の戸籍の上欄には「煙亡并農業」と記されており、農業を兼業しているが無高である。借屋敷は「弐拾二歩、高六升六合、但、当村畑高之内、俊庵ヨリ借地」と記されているから、同村の医師を兼業としている煙亡俊庵から借りているものである。居宅は「梁行弐間半、桁行四間半」と記され、土蔵などはない。なお、戸主の宇蔵のところに「明治四辛未年八月十五日死失」と加筆されており、戸籍編成後に死亡している。[29]

③「小屋住非人戸籍」と非人

「墓守戸籍」の後にある「小屋住非人戸籍」には、小屋住非人惣吉の戸籍がある。惣吉にも苗字が記されておらず、上欄には「農番、山番」とあり（下欄に「文久元辛酉年正月二十六日ニ山廻り、農番ニ召抱致候」と記されている）、惣百姓持である借屋敷は「三畝拾歩、平山高之内」、同じく惣百姓持の小家は「梁行弐間、桁行三間」と記されており、この小屋に親子四人の非人が住んでいたのである。[30]

なお、「小屋住非人戸籍」の後に「雇入人仮籍」がある。村内の農家に雇われている雇男や雇女についてのものであるが、彼らにも苗字は記されていない。[31]

④「右寄」の「戸」と「真人別」の「内訳」

「T村戸籍」では、平民以下の戸籍の後に、「右寄」があり、「戸」と「真人別」、「仮人別」および田・畑・山林・牛・威鉄砲など資産の合計や村高を記している。そして、「戸」の合計のところには、「平民」「寺庵」「墓守」別の戸数と、「地主家」「借地家」「借家」別の戸数も記している。同村には社務人がいないので「社務」戸数の記載がなく、三昧聖がここでは「墓守」としている。

「合真人別」のところでは、男女別、年齢別（拾五歳以下、拾六歳以上、六拾壱歳以上）人数を記した後に「内訳」がある。その部分を示せば次の通りである。[32]

内訳

平民五百拾三人　内男女弐百五拾三人 弐百五拾弐人

内　非人番男女 五人 三人

僧族九人　内僧族 五人 四人

墓守四人　内男女 弐人 弐人

非人四人　内男女 二人 二人

内男女拾壱人 拾壱人　当時、出稼奉公、家出等ニ而他出致居候もの

（以下省略―引用者注）

右のように、非人番は「平民」の中に含めているが、「内」としてその人数も記している。「僧族」では、僧侶とその家族を分けて記し、「墓守」は男女別の人数も記している。また、「小屋住非人」は非人番と区別し、「非人」として取り扱っているのである。

四　泉州上組・中組三昧聖仲間の嘆願書の人名・地名等の検討

1　泉州上組嘆願書の場合

T村の辛未戸籍は、雛形の「社務人戸籍」を「氏神戸籍」と、「寺院僧尼戸籍」を「寺庵僧尼戸籍」と、「煙亡」

を「墓守」と記すなどしているが、おおむね雛形通りに編成されている。三昧聖は、嘆願書に記述されているように、「人別御改」である戸籍の編成において、「煙亡」＝「墓守」とし、彼等を「聖」として特別に扱うことはしなかった。したがって、願意についてはそれなりに理解できるのであるが、嘆願書の末尾の日付、「明治四辛未五月」にこれが作成されたのだろうか。その他にも疑わしいところがある。その点を列挙すれば、以下の通りである。

①嘆願書であるにもかかわらず、宛先を記していない

嘆願文の中に「何分由緒之始末訳柄、県　御役所江歎願被下、従往古御配下之聖ニ相違無之旨御申立被　成下」と記されていることなどから、堺県へ直接嘆願するものではなく、東大寺龍松院に対し、堺県「御役所」へ取り次いでくれるよう求めたものであることがわかる。だが、原史料の写真をみるかぎり、宛先が記されている部分が破損し、欠落したとも思われず、嘆願書作成時から宛先が記されていないのではなかろうか。

②聖取締惣代の量阿弥を除き、嘆願書に連署している

三昧聖すべてに苗字が記されている

政府は、明治三（一八七〇）年九月一九日、太政官布告をもって、平民に苗字を許した。堺県では、同年閏一〇月二五日、管下の町村に「自今平民苗字被差許候段、当九月中被仰出候ニ付、其旨及布達置候処、未ニ末々迄御旨趣貫徹不致向モ有之、不都合ノ事ニ候間、已来諸願伺届等ハ勿論、諸事苗字相用可申候様、此ノ段更ニ相達候事[33]」と達し、苗字を用いさせた。そして、辛未戸籍の雛形はもちろん、戸籍そのものにおいても、平民だけでなく非人番や社務人なども苗字を記すことにしている。ところが、「穢多」や「煙亡」（「墓守」）、「小屋住非人」などには苗字を記すことを認めていない。僧侶も苗字を記すことにはしていない。この時点での僧侶は、一般に苗字を設けていないのである。

政府が僧侶に苗字を設けさせたのは、明治五（一八七二）年九月になってからであった。同年九月一四日、太政官布告をもって、「自今僧侶苗字相設、住職中ノ者ハ、某寺住職某氏名ト可相称事　但、苗字相設候ハ、管轄庁へ可届出事[34]」と達した。堺県がこの布告をいつ管下に布達したか明らかでないが、大阪府は同年九月二六日、管下の町村に僧侶の苗字設定を布達しているから、堺県も多分そのころに達したものと思う[35]。それゆえ、聖取締惣代が「愚僧」と自称し、「量阿弥」と阿弥号を記していることについては矛盾していないが、嘆願書に連署している三昧聖が苗字を記していることについては納得がい

かないのである。

③郡名を間違えている

連署している三昧聖の居住地に、泉州「泉南郡松尾寺村」と記しているものがある。『大阪府全志』は、泉南郡について「当郡は略して単に南郡と呼べり。もと和泉郡の内なりしが、後同郡より分立せり。然れども其の分立したる年紀は詳ならず。延喜式及び和名抄の和泉国の条には、大鳥・和泉・日根の三郡を載せ、和名抄には、和泉郡の下に『国分置泉南郡』と記せり。されば当時和泉郡の南辺を私に分て泉南郡と唱へ来りしを、後遂に公称せられしものならん」[36]と記しており、明治二九（一八九六）年四月に同郡と日根郡が合併して泉南郡と称する前から、泉南郡を南郡とも呼び、混用していた。また、もと和泉郡であったが、泉南郡となった村もある。しかし、松尾寺村は「古来和泉郡に属し、もと松尾荘の内にして松尾村と称[37]」したのであって、和泉郡である。泉南郡に松尾寺村は存在しない。

④村名を間違えている

三昧聖の居住地である村名を誤って記しているものが多い。気付いたところを順次指摘することとする。

泉州大鳥郡「高石村」と記している。『大阪府全志』によれば「明治二二年四月一日町村制の施行に際し、高石南村・高石北村・今在家村・新村の四ヶ村は、其の当時に於ける同一戸長役場の管理区域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の区域に依りて一村を設け、其の地は往時の高石荘なるを以て、其の旧荘名を採りて高石村と名づけ[38]」たのである。明治四（一八七一）年五月には、「高石村」という村はない。

泉州大鳥郡「三木田上村」と記している村がある。「美木多」を誤って「三木田」と記したと思われるが、『大阪府全志』は「明治二二年四月一日町村制の施行に際し、上村・桧尾村・大森村・別所村の四ヶ村は（中略）其の区域に依りて一村を設け、其の地方はもと和田（にきた）谷又は美木多の称あるに依り、採りて美木多村と名づけ[39]」たと記している。また、上村については、「本地は古来大鳥郡に属し、もと和田郷の内にして上村と称す。旧郷名は和名抄に『大鳥郡和田（弥木多）』[40]と載せられ、今の俗に美木多と呼べるは同韻の転なり」とも記している。いずれにしても「三木田（美木多）上村」という村はなく、「上村」をこのように記したのではなかろうか。

泉州大鳥郡「八田村」と記しているが、明治四年ころは「東村」である。『大阪府全志』は、「本地は古来大鳥郡に属し、もと半陀郷の内にして東村と呼びしが、毛受荘にも同名の東村ありて往々行違を生ずるを以て、明治

十五年三月十一日八田村と改称せらる。其の八田村と改称せられしは、世人の普通に本地を指して八田と呼べるを以て、其の通称を採りしものなり[41]」と記している。この点については、布令からも確認することができる。すなわち、大阪府は明治一五（一八八二）年四月四日、管下の町村に「本年（自一月至三月）管内町村分合、及ビ改称許可候分、別紙之通有之候条此旨布達候事[42]」と達しているが、その別紙の中に和泉国大鳥郡東村を八田村と改称したとある[43]。

泉州「和泉郡信田村」と記しているが、「信太村」のことであろう。しかし、信太村は「明治二二年四月一日町村制の施行に際し、太村・中村・上村・舞村・上代村・王子村・尾井村・富秋村・小野新田の九ヶ村[44]」が合併した村で、「其の地は往時の信太郷なるに依り、其の旧郷名を採りて信太村と名づけ[45]」たのである。したがって、明治四年五月ころ、「信太村」という村は存在しない。

泉州和泉郡「大津村」と記しているが、この村も明治四年五月にはない。大津村は「明治二二年四月一日町村制の施行に際し、下条大津村・宇多大津村[46]」の両村が合併し、「両村名の冠字を除きて大津村と名づけ[47]」たのである。

ほかに、「高蔵寺村」を「高倉寺村」、「下宮村」を「下之宮」、「萬町村」を「万丁村」と記すなど、村名の不正確なものもある。

⑤捺印されていない

聖取締惣代の量阿弥をはじめ、連署しているどの三昧聖も捺印していない（中組の嘆願書は捺印されている）。

2　泉州中組嘆願書の場合

中組の嘆願書は上組の嘆願書ほどではないが、これにも問題がある。上組の嘆願書の場合と同じように、問題と思われるところを取りあげ、述べることにしたい。

①嘆願書に宛先が記されていない

木下氏もこの点に注目し、「宛先が明示されていないが、『何分由緒之訳柄、県　御役所江歎願被下、従往古御配下之聖に相違無之旨御申立被成』という表現や、『御本山之御教示相守』などという文言から、龍松院が堺県役所に取り次いでくれることを目指した嘆願であったと想定される[48]」と述べている。ただ、上組の嘆願書とは異なり、中組の嘆願書の最後の部分がかなり破損し、欠けているところがあって、その部分に宛先が記されていたかもしれない。

②中組惣代の承阿弥を除き、嘆願書に連署している三昧聖すべてに苗字を記している

三昧聖が明治新政府に聖身分の保障を求めたとする史料が『大阪の部落史』第九巻に収録されている。この史料の中に「禁裏御所御用向被為仰出候ニ付、奉差上請書之写」がある。その終わりの方をみると、次のように記されている。[49]

慶応四辰年七月廿六日
五幾（ママ）・近・丹七ヶ国何郡何村山号・寺号
三昧聖何氏誰印
御本山御役人中様

つまり、ここに引用した請書の写が事実を伝えているとすれば、三昧聖は本山である龍松院の役人宛に差し出すものに、早くから「何氏誰」というように氏名を記しているので、嘆願書でも旧例を踏襲して苗字を記しているとも考えられる。けれども、前述のように、明治四（一八七一）年四月の時点では、政府はまだ僧侶に苗字を設けさせていない。また、平民には明治三年九月に苗字を許可しているが、「煙亡」（「墓守」）などには苗字を用いることを認めていない。そのうえ、中組の三昧聖が多く居住していた岸和田藩は、明治四年五月に三五条からなる布告を出しているが、その一条に「何事ニよらず上の法令（おきて）にたがふもの」[50]とある。そして布告は「以上三十五ヶ条、若一ヶ条ニ而も、犯し候ものハ、科人たるべし」[51]と記し、管下の住民を戒めている。このような状況の中にある三昧聖が、どうして嘆願書に苗字を記したのであろうか。この点、私は疑問に思う。

③嘆願書に連署している三昧聖の大半が岸和田藩の支配下の者である

中組三昧聖の嘆願書を史料として紹介した木下氏は、嘆願書の日付から後の記述について、「（以下、泉南郡岸和田法恩山〈中略―引用者〉明楽寺三昧聖三名、同郡春木村同唱号三昧聖二名泉南郡麻（麻生）之郷貝塚紫雲山光明寺三昧聖一名、同郡堀新町宗慶山妙楽寺三昧聖二名の連署あり）」[52]として終わっている。嘆願書には、連署している三昧聖の居住地が堺県の支配下であるか、岸和田藩の支配下であるかについても、それぞれ記しているが、木下氏はその部分を省略し、問題にしていない。だが、中組の嘆願書をよくみると、連署している三昧聖二二人のうち、堺県支配下の者はわずか二人（鶴原村と貝塚）、岸和田藩支配下の者が二〇人（岸和田ほか一一ヵ所）であり、ほとんどが岸和田藩支配下の三昧聖である。[53]にもかかわらず、彼らは木下氏がいうように、嘆願書で「平人との同質性ではなく、むしろ『（三昧）聖』としての固有性に固執」[54]し、彼らの願いを堺県が認めれば、「為御国恩、懸（県）　御役所江死者一人に銭百文宛御冥加奉献上度、一統

存念に御座候」[55]と述べている。岸和田藩は明治四（一八七一）年七月に岸和田県となり、同年一一月堺県となる。しかし、この時点では岸和田藩の支配下にある三昧聖が、どうして堺県へ冥加金を上納することにしたのであろうか。「国恩」としてであれば、明治政府に冥加金を上納すべきであり、堺県の管轄外にある者が、堺県の人別改めにおける三昧聖の取り扱いについて異議を申し立て、それが認められれば、堺県に冥加金を上納するというのは少しおかしいのではなかろうか。

④村名に問題がある

日根郡「熊取谷大浦村」と記している。「大浦」について『大阪府全志』は、「もと熊取荘の内にして久保・宮・大浦・和田・上高田・下高田の六ヶ村なりしが、後合併して久保村と称す」[56]と記しており、行政村としては、当時、久保村である。ただ、近世において三昧聖らは、「熊取谷大浦村」と呼称していたようで、残っている各種文書に「大浦村」と記しているものも多くある。したがって、この点はあながち間違いとはいえない[57]。

また、「泉州岸和田藩御支配下同郡（泉南）堀新町宗慶山妙楽寺三昧聖」と記している。この「堀新町」については、『大阪府全志』に「本地はもと堀村の出戸なりしが、明治五年同村より分かれて堀新町と称す」[58]とある。明治四年五月の時点ではまだ分村していないから、「堀村」の枝郷である。近世の文書に「泉州泉南郡堀村三昧宗慶山妙楽寺[59]」とか「堀村妙楽寺三昧」というように記されているのはそのためである。

⑤人名を間違えているが、すべての人名の下に捺印している

「堺県」を「堺懸」としたり、誤字・宛字が多い。人名も「日根郡熊取谷大浦村西泉山入楽寺三昧聖浦田治左衛門」とすべきところを「治左ヱ茂」と、「門」を「茂」と記すなどしている[61]。しかし、中組惣代の承阿弥をはじめ、すべての人名の下に捺印している。

以上のように、中組の嘆願書も上組の嘆願書ほどではないが、明治四（一八七一）年五月に作成され、実際に嘆願したものとするには、疑問と思われる記述が存在するのである。

むすび

堺県は、明治四（一八七一）年四月、人別改め、すなわち辛未戸籍を編成することにし、雛形を添えて戸籍の編成方法を管下の町村に布達した。それは身分別に戸籍を編成することにしたものであり、雛形で取り調べる順序を平民、社務人、僧、尼、穢多、煙亡、非人とした。

事実、辛未戸籍は、基本的には雛形通りに編成されている。

泉州三昧聖仲間の上組と中組の二つの嘆願書は、雛形に記された身分の序列に異を唱えたものである。嘆願書で三昧聖が問題視しているのは、堺県が「人別御改」（辛未戸籍の編成）において、「聖」と「煙亡」を同じものとして取り扱ったことであった。そのため、三昧聖は「煙亡」として扱われ、「穢多」の下に書きつけられることになり、「匹夫下賤」（中組の嘆願書では「匹夫下下賤」）に落ちこんだというのである。そこで、連署した三昧聖は、自分たちは古くから龍松院配下の「聖」であるとし、そのことを堺県が認めるよう求めたのがこの二つの嘆願書である。

このような嘆願書であるから、『大阪の部落史』第四巻に泉州上組の嘆願書を、連署した三昧聖の苗字を伏せて掲載することにした。中組の嘆願書は、前述のように、木下光生氏が史料として紹介し、「解放令」が発布される直前の泉州三昧聖仲間について論じている。森田康夫氏も、この嘆願書を三昧聖の「解放令」をめぐる対応を示す史料として利用している。けれども、本稿で私が指摘したように、上組の嘆願書は、明治四（一八七一）年五月に作成されたものとするには、多くの問題を含んでおり、後年作成された偽文書ではないかと思う。中組の嘆願書も、連署している三昧聖に苗字が記されていたり、その多くが岸和田藩の管轄下の者であったりするなど、理解に苦しむところがあり、明治四年五月一四日に作成され、実際に嘆願したかどうか疑わしい。したがって、もし、この二つの嘆願書を史料として利用するのであれば、私が指摘した諸点に留意した上で、利用していただきたいと思う。

ところで、泉州の上組と中組の三昧聖仲間は、どうして偽文書と思われるような問題の多い嘆願書まで作成し、龍松院末の三昧聖として取り扱われることにこだわったのであろうか。この点については、今後の課題としたい。ただ、研究の進展のため、若干の私見をつけ加えるならば、三昧聖の中にはT村の俊庵のように、医師を兼ねるなどして裕福な者も各地に多くいたが、維新後も卑賤視された[62]。そのような中で堺県は、辛未戸籍の編成において、非人番を平民に准ずる者として取り扱ったにもかかわらず、三昧聖を「煙亡」として取り扱い、被差別民とした。三昧聖は、これまでの職に携わりながら、そうした取り扱いから脱却する道は、聖僧として認められることより他にないと考えたのではなかろうか。

堺県庁・中教院[63]は、明治六（一八七三）年一月三〇日、

「僧尼ノ輩、自今族籍被定候条、各自元身分ヲ以テ本人望ノ地へ本籍相定、其管轄庁へ可届出[64]」と布達し、僧尼の族籍を定めることにしたが、その際「尤一寺住職ノ者ハ、平民タリトモ身分取扱士族ニ准シ候儀ハ従前ノ通候事[65]」と達している。それゆえ、堺県が三昧聖を「聖僧」と認めれば、泉州上組や中組の三昧聖仲間の多くの者は、山号、寺号のある三昧寺の聖であるから、場合によっては士族に准じた取り扱いを受けることになったのである。

いずれにしても、三昧聖・煙亡の研究は、近年、いちじるしく進展したが、それでも他の分野の研究とくらべれば、遅れているといえよう。埋もれている関係史料が、多くの人びとの協力により発掘され、研究の前進することを期待し、筆を擱くこととする。

注

(1)『大阪の部落史』第四巻、二〇〇二年、二二六～二二九頁。

(2)木下光生「近世畿内三昧聖の自己認識と葬送文化―近世畿内三昧聖研究の課題―」(『明日を拓く』第五四号、二〇〇四年三月)一一九～一二〇頁。

(3)木下光生同論文、一一九頁。

(4)森田康夫「維新変革期の被差別民における職業観の形成―「かわた」・髪結・三昧聖との対比から―」(北崎豊二編著『明治維新と被差別民』部落解放・人権研究所、二〇〇七年)二四頁。

(5)(21)個人蔵。

(6)前掲『大阪の部落史』第四巻、「解説」一二～一三頁参照。

(7)(11)(48)(52)木下光生前掲論文、一二〇頁。

(8)森田康夫前掲論文、二五頁。

(9)森田康夫同論文、二四～二五頁参照。

(10)嘆願書の日付は、上組が「明治四未年五月」、中組が「明治四年辛未五月十四日」となっている。

(12)森田康夫前掲論文、二四頁。

(13)(14)(15)(16)木下光生前掲論文、一二一頁。

(17)木下光生同論文、一一六頁参照。

(18)山中永之佑編『堺県法令集』一(羽曳野市、一九九二年)二一九頁。

(19)拙著『近代大阪の社会史的研究』(法律文化社、一九九四年)一〇三頁。

(20)同書、一一六頁。

(22)山中永之佑「明治前期堺県家族関係法令」㈠㈡㈢(『阪大法学』第三一、三二、三三号、一九五九年七月、一〇月、一二月)参照。

(23)前掲『堺県法令集』一、「解説」八二頁。また、新見吉

治氏が述べているように、「五人組帳にしても宗門帳にしても、町村居住の庶民に限られた調査であって、国民全体に関するものではなかった。随って（中略）士卒階級が、置去りにされた嫌がある」（新見『壬申戸籍成立に関する研究』巌南堂書店、一九五九年、一二頁）のであり、堺県の辛未戸籍が士族や卒族を除いたものであっても、別におかしくはない。なお、兵庫県が明治四年四月に太政官へ届け出た戸籍編製法と戸籍の雛形も、「士民」ではなく「平民」となっている（原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成』第一巻、三一書房、一九八四年、三三五～三三八頁参照）。

(24)拙著前掲書、一〇七頁参照。
(25)同書、一〇九～一一〇頁および一一六頁参照。
(26)同書、一一〇～一一一頁参照。
(27)個人蔵。
(28)「非人番戸籍」（「T村戸籍」）参照。
(29)「墓守戸籍」（「T村戸籍」）参照。
(30)「小屋住非人戸籍」（「T村戸籍」）参照。
(31)「雇入人仮籍」（「T村戸籍」）参照。
(32)「T村戸籍」右寄。
(33)前掲『堺県法令集』一、一七三頁。
(34)内閣官報局編『法令全書』第五巻ノ一（原書房、一九七四年）一九三頁。
(35)『大阪府布令集』一（大阪府、一九七一年）六二七頁参照。
(36)井上正雄『大阪府全志』巻之五（一九二二年）六五六頁。
(37)同書、六四四頁。
(38)同書、三六九頁。
(39)同書、四八一～四八二頁。
(40)同書、四八二頁。
(41)同書、四四二頁。
(42)前掲『大阪府布令集』三、三五九～三六〇頁。
(43)同書、三六〇頁参照。
(44)井上正雄前掲書（巻之五）、四九〇～四九一頁。
(45)同書、四九一頁。
(46)(47)同書、五二二頁。
(49)『大阪の部落史』第九巻、二〇〇八年、三五四～三五五頁。
(50)『岸和田市史』第八巻、一九八〇年、六四頁。
(51)同書、六五～六六頁。
(53)(55)(61)「泉州中組三昧聖　乍恐奉差上歎願書名前帳」（旧浦田家文書）参照。
(54)木下光生前掲論文、一二二頁。
(56)井上正雄前掲書（巻之五）八八二頁。
(57)たとえば、前掲『大阪の部落史』第九巻、三二六頁、三二七頁、三四四頁。

(58)井上正雄前掲書（巻之五）八〇一頁。

(59)(60)前掲『大阪の部落史』第九巻、三三四頁。しかし、藤本清二郎氏も「近世の聖＝おんぼう身分と村落―紀ノ川筋・泉南地域を対象に―」（細川涼一編『三昧聖の研究』碩文社、二〇〇一年）において、「南郡堀新町の聖＝おんぼう身分の集落」とか「堀新町のおんぼう身分」と記している（同書、三〇五頁など）。

(62)藤本清二郎氏は、さきの論文において「おそらく聖＝おんぼう身分の近代のあゆみは、一部に近代葬儀業という専業化、また農民化をともないつつ、多数の無産化、労働者化したものと推測される」（同書、三二三～三二四頁）と述べているが。

(63)中教院は、中央の大教院に対し、各府県に設けたもの。

(64)(65)前掲『堺県法令集』二、八頁。

〔付記〕

『大阪の部落史』第四巻に泉州三昧聖仲間上組の嘆願書を掲載したが、後日、同嘆願書について検討したところ、多くの問題のあることに気付いた。偽文書と思われるこの史料を同書に掲載した以上、そのまま放置するのではなく、問題点を明らかにすることが私の責務であり、今後の研究の発展に役立つと思い、本稿を作成した。多くの方々から忌憚のない御批判を仰ぎたいと思う。

なお、本稿作成にあたり、大阪の部落史委員会収集の史料を利用させていただいた。ここに列記しないが、史料の所蔵者をはじめ、御協力いただいた関係機関に対しても、改めて深く御礼申し上げる次第である。